次表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分通知は,送付したが受領を拒まれたので,同法第133条第1項の規定により,書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

平成24年12月25日

京都市長 門 川 大 作

書類の送付を受けるべき者の氏名及び	通知の由家							
住所	通知の内容							
松本たき子	土地区画整理法第103条第1項の							
京都府久世郡久御山町下津屋下ノ浜代	規定による京都都市計画(京都国際文							
3 0 番地 9 7	化観光都市建設計画)都市計画事業二							
	条駅地区土地区画整理事業の換地処							
	分通知(別紙のとおり)							
松本豊弘	土地区画整理法第103条第1項の							
京都市中京区岩上通四条上る松浦町 8	規定による京都都市計画(京都国際文							
4 8 番地	化観光都市建設計画)都市計画事業二							
	条駅地区土地区画整理事業の換地処							
	分通知(別紙のとおり)							



建都整第 90-468 号 平成24年11月 9日

(登記名義人) 伴 達明 (相続人) 松本 たき子 様

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

都市計画事業二条駅地区土地区画整理事為

施行者

京都市

代表者 京都市長

門川

高地型

換地処分通知

土地区画整理法第103条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文 化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地計画に おいて定められた添付図書のとおり換地処分します。



添付図書

1 各签各権利別消算金明細書

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。 (審査請求 書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

また,行政事件訴訟法の規定により,この通知を受け取った日の翌日(ただし,審査請求をした場合には,その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日)から起算して6箇月以内に,京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

各 筆 各 権 利 別 清 算 金 明 細 書

権 利 者 の		京都市右京区太秦和泉式部町4番地の11	#右549	
住所及び氏名	氏名	伴達明	, 共有行为制造 	

所有権者の部

																									<u> 所有権者の部</u>
			従「		土 地								換 坩	也処	l 分	後 (青	算 金		
	方	京都市中京		所有権または	を以りませる。	外の権利分の制限	左	利 個	i 好			京都市	中京区			所有また	権以外は処分	トの権利	- 権 利	価 頞	,	Ħ	开 並	供 託 すべき 金 額	記事
町名	地 番	地目	(基準地積) 登記地積	種別	部分	符号 地 和		שו נייף	- HX	街区番号	町名	地 番	地目	地	植	部分	符号	地 積	THE ATT	іщ пя	徴	収	交 付	亚角	
			(m²)			(m	î)		(円)	留写					(m²)			(m²)		(円)		(円)	(円)	(円)	
西ノ京小倉町	11-1	宅地	(37.53) 35.96	甲2番 所有権移 転請求権 仮登記 1番 根抵当権	全部			46	1,742														461 ,742	461,742	法第95条第6項 により金銭清算 法第104条第1 項により消滅
西ノ京小倉町	13-1	宅地	(30.00) 29.22	甲2番 所有権移 転請求権 仮登記 1番 根抵当権	全部			369	9,000														369,000	369,000	法第95条第6項 により金銭清算 により金銭清算 江第104条第1 項により消滅
計	2筆		(67.53) 65.18					83	742														830,742	830,742	



建都整第 90-191 号 平成24年11月 9日

松本 豊弘 様

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業

施行者

京都市

代表者

京都市長

門川

大作的原

換地処分通知

土地区画整理法第103条第1項の規定により,京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。



添付図書

1 各筆各権利別清算金明細書

2 換

地

図

3 —

般

図

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。 (審査請求 書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

また,行政事件訴訟法の規定により,この通知を受け取った日の翌日(ただし,審査請求をした場合には,その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日)から起算して6箇月以内に,京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

各 筆 各 権 利 別 清 算 金 明 細 書

権 利 者 の	住所	京都市中京区岩上通四条上る松浦町848番地	共有持分割合	
住所及び氏名	氏名	松本 豊弘	, 共有对刀割口 ————————————————————————————————————	

所有権者の部

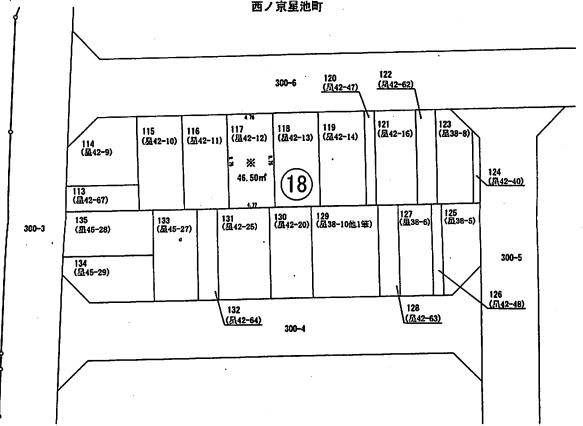
								-					所有権者の部
	の 土 地					換地		地		·+ A			
	または処力の削減				京都市中	京区	所 有 権 以 外 ま た は 処 分	- 権利価額	清 算 金		供 託 すべき 金 額	記事	
	種別部分		権利 価額	街区 町 名 地番		地目	地積部分符号	地積		徴 収	交 付		
(m²)		(m²)	(円)				(m²)	(m²)	(円)	(円)	(円)	(円)	
西ノ京 星池町 42-12 宅地 (45.64) 差 中 44.85 甲	12番 注押 13番 全部 於加差押 14番 於加差押		6,276,198	西ノ京 18 星池町	117	宅地	46.50 全部		6,749,010	472,812			
計 1筆 (45.64) 44.85			6,276,198		1筆		46.50		6,749,010	472,812			

京都都市計画(京都国際文化級光都市建設計画) 都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業

換地図

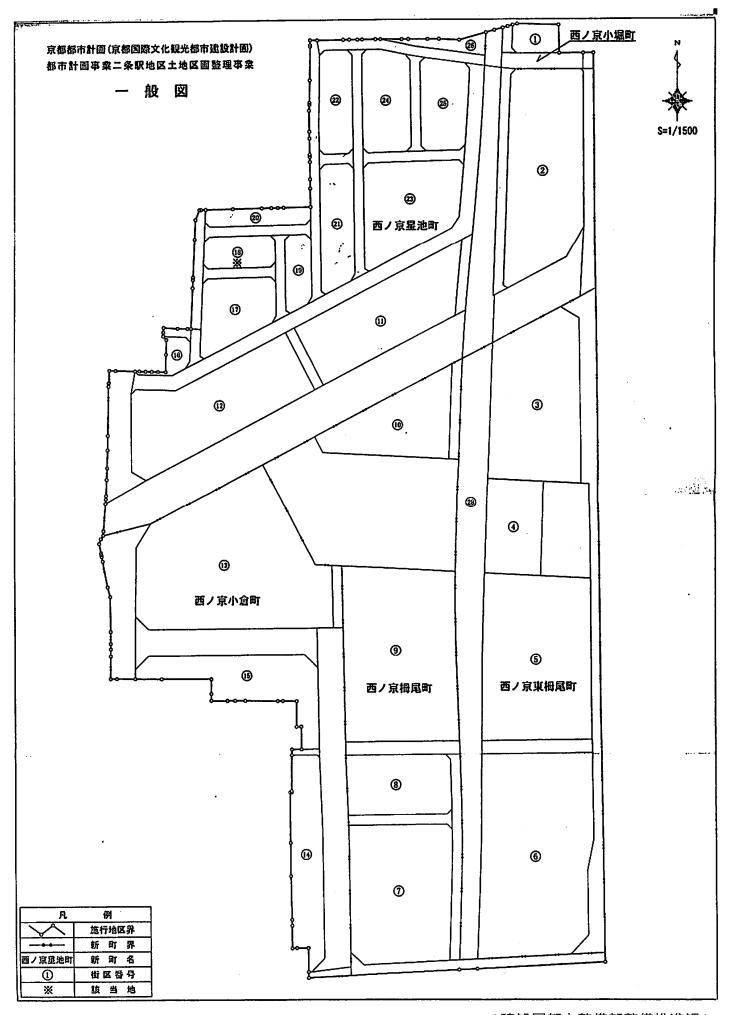


西ノ京星池町



R	例
	施行地区界
	新町界
西ノ京風池町	新町名
0	街区番号
100	新地番
(紀11位1年)	從前符号
100.00m²	地 積
10,00	22. 長(□)

あなたの換地処分後の土地は※印の位置になります。



(建設局都市整備部整備推進課)